

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	20	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()	
要望項目名	事業所税のあり方の検討(検討事項)	
要望内容(概要)	<p>○事業所税は、人口30万以上の市で地方税法及び同施行令で定める市において、従業者支払給与総額(所得割)と事業所床面積(資産割)に応じて課されるため、企業の担税力や業績にかかわらず課税される結果、不合理であるとの指摘がある。また、資本金1億円超の企業においては、外形標準課税と課税標準が重複しており、過剰な負担であるとの指摘がある。こうした指摘を念頭におきつつ、事業所税の制度創設時の目的を再確認した上で、本制度が本当に存在意義を有するか、速やかに検証することが求められる。</p> <p>○また、政令指定都市等の広域合併により、本来事業所税を課されていなかった都市近郊部に所在する企業が、新たに事業所税の課税対象となることがある。(なお、自治体の合併という外生的な要因を勘案し、一定の場合には、合併特例法に基づく不均一課税措置が5年間認められている。)</p>	
関係条文	[]	
減収見込額	(初年度) () (平年度) () (単位:百万円)	
要望理由		
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	
	ページ	—

税負担軽減措置等の 適用実績	
税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	
これまでの要望経緯	